

## 江東区医療的ケア児支援連携会議について

### 1 概要

令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」により示された地方自治体の責務について、医療、保健、福祉、教育などの関係機関や民間団体との連携のもと、医療的ケア児及びその家族に対する支援について検討し、必要な措置を講じるため、平成30年から開催している小児在宅医療連携推進会議を改め、医療的ケア児支援連携会議を設置する。

### 2 検討内容

(1) 保育・教育を行う体制の拡充

施設等における医療的ケアを行う人材の配置

(2) 日常生活における支援について

年齢や医療的ケアの種類及び生活実態に応じた支援

(3) 相談体制の整備

個々の医療的ケア児に配慮した総合的な相談体制

(4) 情報共有の促進

各関係機関が持つ医療的ケア児に対する支援に資する情報の共有

### 3 今後の取り組み

(1) 当事者のニーズ把握

(2) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する啓発活動

(3) 医療的ケアのできる人材確保